

学校における
新型コロナウイルス感染症対策
磐田ガイドライン

令和2年6月15日 改訂

～ 目 次 ～

はじめに (p1～)

原則

I 保健管理に関すること (p2～)

- 1 感染症対策について (p2～)
 - 出席停止の徹底
 - 登下校時の注意
 - 基本的な感染症対策
 - 抵抗力を高めるための指導
- 2 児童生徒の出席停止・教職員の
休暇・臨時休業の考え方 (p9～)
 - 児童生徒の出席停止等
 - 教職員の休暇等
 - 臨時休業
 - 通級指導教室・
教育支援センター
- 3 医療的ケアが日常的に必要な児
童生徒や基礎疾患等のある児童
生徒について (p11～)
- 4 海外から帰国した児童生徒への
対応について
- 5 心のケアについて
 - ストレスマネジメント
 - 健康相談等の実施
 - スクールカウンセラー等に
よる支援
- 6 感染者、濃厚接触者等に対する
偏見や差別について (p12～)

II 学習指導に関すること (p12～)

- 1 各教科等の指導における感染症
策等について
- 2 感染の可能性が高い一部の実技
指導等とその対応について
 - 技術・家庭科
 - 体育科・保健体育科
 - 音楽科
 - 英語・外国語・外国語活動

III 学校行事の実施に関すること

(p13～)

IV 部活動に関すること (p14～)

- 1 生徒の健康チェック等
- 2 活動にあたっての注意事項
- 3 環境への配慮

V 熱中症対策 (p15～)

VI 学校給食に関すること (p16～)

VII 健康診断に関すること (p17～)

- 1 内科、耳鼻咽喉科、眼科、歯科
- 2 尿検査、心電図検査、聴力検査、
貧血検査（業者委託分）
- 3 健康診断時の感染症対策に
ついて

VIII 保護者への注意喚起 (p18～)

参考資料

本ガイドラインは、磐田市立小・中学校において、新型コロナウイルス感染症対策を講じる際の基準となる指標である。

各学校は、本ガイドラインで示した内容を参考にして、それぞれの規模（児童生徒数・学級数等）や施設・設備などの実情に応じた新型コロナウイルス感染症対策を工夫し、実施していくものとする。

はじめに

新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、国及び県の通知を踏まえ、現段階での学校において留意すべき事項についてまとめた。

学校においては本マニュアルに沿った学校運営を行うこととする。

なお、この取り扱いについては、当面の対応指針であり、日々状況が変化しているため、今後変更が生じる場合があるので、適宜市教育委員会からの通知等に基づき、対応願いたい。

令和2年5月19日
磐田市新型コロナウイルス感染予防対策委員会

改訂の経緯

令和2年6月15日

- II 学習指導に関すること 2-(2)
- IV 部活動に関すること 2-(4)・(5)

原則

- 1 発熱等風邪症状のある児童生徒をはじめ、疑わしき事案については、原則として出席停止とすることにより、児童生徒同士及び教職員との接触を避ける。
- 2 集団感染の発生リスクを下げるための3原則（①感染源を絶つこと ②感染経路を絶つこと ③抵抗力を高めること）を守り、リスクの高い3条件（①換気の悪い密閉空間 ②多数が集まる密集場所 ③間近で会話や発生をする密接場面）が同時に重なる場を徹底的に避けた環境づくりをする。
- 3 感染者・濃厚接触者等に対する偏見や差別につながるような言動がないようにする。

I 保健管理等に関すること

1 感染症対策について

(1) 発熱等の風邪症状のある児童生徒等の出席停止の徹底（感染源を絶つ）

- ア 毎朝体温を測り、発熱・咳・喉の痛みなどの症状がある場合は、症状がなくなるまで（主要症状が消失した後、一日以上経過するまで）自宅で休養することを徹底する。
- イ 健康観察表等を利用して家庭での様子を把握し、健康状態の共有をする。検温せずに登校した児童生徒については、校舎に入る前に検温を行うとともに風邪症状の確認をする。使用した体温計（非接触型は除く）は1回毎にアルコール綿で消毒する。
- ウ 授業中や昼休み、放課後等も随時健康観察を行い、体調不良の場合には、別室に待機させるとともに、速やかに保護者へ連絡し、自宅で休養させる。
- エ 教職員についても、毎朝自宅で体温を測定し、発熱等風邪症状がある場合には、出勤を控えさせる（職務専念義務の免除扱い）。

(2) 登下校時の注意

- ア 自分から出る唾などの飛沫が届かないようにすることが大切であることから、マスクの着用など、咳エチケットを守る。
- イ 手が届かないくらいの距離をおいて、1列で歩くように指導する。
- ウ 集合場所では、近づいて大きな声で話すことのないように指導する。
- エ 地域別や学年別など、時差を付けての登下校を可能な範囲で行う。
- オ 昇降口が密の状態になることを避けるために、登下校時には職員を昇降口に配置し、状況に応じて子どもの流れを止めたり、子ども間の距離を空けて待たせたりする。

(3) 基本的な感染症対策の実施（感染経路を絶つ）

- ア 流水と石けんでの手洗いかアルコールによる手指消毒を徹底する。

<手洗いのタイミング>

- ・咳、くしゃみ、鼻をかんだ後
- ・多くの人が触れたと思われる場所を触ったとき
- ・食事の前
- ・トイレの後

- イ 咳エチケットを徹底する。

咳やくしゃみをする時は、ハンカチやティッシュ等で口と鼻を覆い、他人から顔をそむけ、1m以上離れる。使用した紙は、すぐゴミ箱に捨てて手を洗う。ティッシュがない時は、洋服の袖で口・鼻を覆う。

当面の間、学校職員を含め、学校生活においては原則としてマスクを着用する。現在、マスク不足が続いているため、手作りマスクの作成・使用について積極的に検討する。マスクの色等は、どのようなものでも可能とする。

<手作りマスクのサイト>

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

（文部科学省 HP「子供の学び方サイト」内）



感染症対策

へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に

爪は短く切っておきましょう。時計や指輪は外しておきましょう。

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのばすようにこすります。

3



指先・爪の間に念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗います。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まる場所でやる



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う



何もしずに
咳やくしゃみをする

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う

2 ゴムひもを
耳にかける

3 隙間がないよう
鼻まで覆う



咳やくしゃみを
手でかささる



詳しい情報はこちら

厚労省

検索



手洗いで感染症予防

手指消毒薬



流水で手洗いができない場合には、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用しましょう。

画像出典：厚生労働省 (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/keihatu.htm>)

手指消毒の手順

出典：「日本環境感染学会教育ツールVer.3.1より引用」

1



消毒薬約3mLを手のひらに取ります(ポンプを1回押しすと露状に約3mLです)。

2



初めに両手の指先に消毒薬をすりこみます。

3



次に手のひらによくすりこみます。

4



手の甲にもすりこんでください。

5



指の間にもすりこみます。

6



親指にもすりこみます。

7



手首も忘れずにすりこみます。乾燥するまでよくすりこんでください。

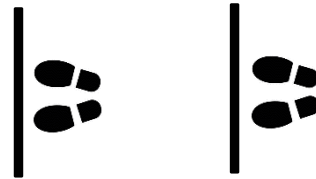
指先から消毒するのがポイントです。

とくに
食事前や調理前、
トイレ使用後には
手洗いを！



画像出典：政府インターネットTV (<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg7362.html?t=46&a=1>)

※水道がある場所等、子どもたちが並んだり、列を作ったりすることが予想される場所には床にラインを付けるなど、間隔を空けることを意識できるようにする。



ウ 換気を徹底する。

可能な限り窓は常時開けておくものとする。難しい場合は、休み時間毎に換気する。その際、原則として対角線上の2方向の1つ以上の窓を同時に開ける。また、体育館や特別教室等も教室と同様に換気を行う。気温上昇時には、こまめな塩分・水分の補給を行い、冷却グッズやスポーツ飲料なども児童生徒の個々の実態に応じ、授業に影響のない範囲で柔軟な対応をすること。

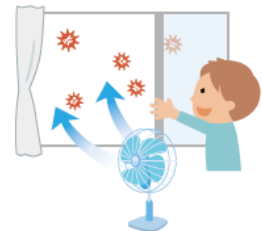
新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいます

①「密閉」空間にしないよう、こまめな換気を！

「部屋が広ければ大丈夫」、「狭い部屋は危険」というものではありません。カギは「換気の程度」です。WHOも、空気感染を起こす「結核・はしかの拡散」と「換気回数の少なさ」の関連を認めています。

窓がある場合

- ・風の流れることができるよう、**2方向の窓を、1回、数分間程度、全開**にしましょう。換気回数は**毎時2回以上**確保しましょう。
- ・窓が1つしかない場合でも、入口のドアを開ければ、窓とドアの間に空気が流れます。扇風機や換気扇を併用したり工夫すれば、換気の効果はさらに上がります。



厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

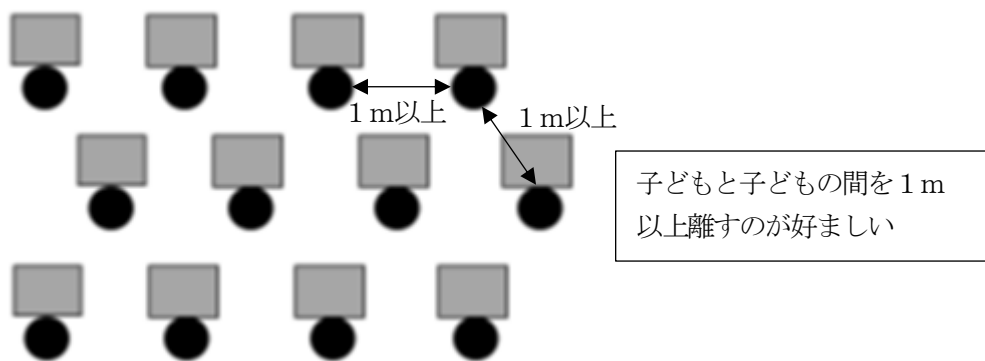
0120-565653



エ 教室内の配置の工夫

教室等において、できるだけ座席間を離して着席するなどの配慮をする。可能であれば、座席間を1 m以上離して交互に着席させる。

<座席配置のイメージ>



【配置例①（7人×5列） ※市内小学校にて】



【配置例②（6人×6列）※市内中学校にて】



※教室の広さと子どもの人数等によって座席配置の仕方は変わってくるが、教員も含め、人と人の距離を1 m以上離すように工夫する。

オ 消毒を徹底する。

児童生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日に1回以上消毒液（消毒用エタノールや0.05%次亜塩素酸ナトリウム水溶液等）をペーパータオル等に含ませて、清掃を行う。

<参考：消毒液（次亜塩素酸ナトリウムの希釈液）の作り方>

使用時濃度	原液濃度	方法	使用目的
0.1%	5%	500mlのペットボトル1本の水に原液10ml(ペットボトルキャップ2杯)	おう吐物、ふん便の処理
0.05%	5%	500mlのペットボトル1本の水に原液5ml(ペットボトルキャップ1杯)	調理器具、ドアノブ、床などの消毒

消毒すべき箇所の例

<p>(学校施設全般)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ドア、窓等のノブ・取っ手 ◆ 照明等のスイッチ ◆ 手すり ◆ エレベーターやインターフォンのボタン ◆ カーテンやブラインドで手がよく触れるところ ◆ 水道の蛇口・流水レバー・シャワーヘッド、ホースの持つところ等 ◆ モップ等の清掃用具等 <p>(トイレ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 洗面台 ◆ 便器の蓋・便座等 ◆ 壁、床等 ◆ 水洗流水レバー等 ◆ ウォシュレットの操作ボタン 	<p>(教室等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 机・椅子 ◆ 共用パソコンのキーボード・マウス等 ◆ 共用タブレットPC ◆ 共用の本・辞書等 ◆ 共用の筆記用具等 ◆ 共用の教材、器具等 ◆ スポーツ用品、楽器等
<p>(職員室等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 出勤カードリーダーのボタン ◆ キャビネット、ファイルボックス等のノブ・取っ手 ◆ 机の作業面 ◆ 椅子のひじ掛け・背もたれ ◆ 電話機・携帯電話 ◆ 教室の鍵等 ◆ パソコンのキーボード・マウス等 ◆ タブレットPC、電卓等 ◆ ファイル・本等 ◆ 共用のポット、冷蔵庫の取っ手 ◆ 洗濯機 ◆ 共用の布きん等 ◆ ロッカーの取っ手 ◆ 共用の事務用具等の備品・教材等で手に触れるものすべて 	

新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行ってください。



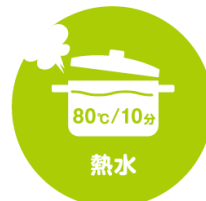
手洗いを丁寧にすることで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約100万個
石けんやハンドソープで10秒もみ洗い後流水で15秒すすぐ	1回	約0.01% (数百個)
	2回繰り返し	約0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)



食器や箸などは、80℃の熱水に10分間さらすと消毒ができます。火傷に注意してください。



濃度0.05%に薄めた上で、拭くと消毒ができます。ハイター、ブリーチなど裏面に作り方を表示しています。

【注意】
 ・ 家庭用手袋を着用して行ってください。
 ・ 金属は腐食することがあります。
 ・ 換気をしてください。
 ・ 他の薬品と混ぜないでください。

(4) 抵抗力を高めるための指導

子どもたちが新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるようにするため、手洗いや咳エチケット、3つの密を避けることなど具体的に指導するとともに、ウイルスに対する抵抗力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるようにすることも指導する。

【小・中・高等学校教師用】 保健教育指導資料（日常の保健の指導）

新型コロナウイルス感染症の予防

～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～

本資料の活用について

新型コロナウイルス感染症が全国的に感染拡大する中、子供たちが健康で安全な生活を送れるよう、各学校において指導の充実を図ることが求められています。

そこで本資料では、子供たちが新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、日常の指導における「ねらい」や「指導内容」を具体的に示しました。各学校においては、これらの指導例を有効に活用し、小・中・高等学校それぞれの子供たちの発達段階を踏まえた指導を工夫されますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、未だ感染源や感染経路などがはっきりしていないこともあるため、その時点の最新の知見に基づき指導するように配慮してください。

指導例① 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策
指導例② 感染症の予防1（手洗い）
指導例③ 感染症の予防2（咳エチケット）
指導例④ 感染症の予防3（3つの密）
指導例⑤ 正しい情報の収集
指導例⑥ 新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見

令和2年4月
文部科学省

改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引（追補版）
保健体育（保健分野）第3学年指導事例

感染症の予防

～新型コロナウイルス感染症～

本資料の活用について

本資料は、「改訂『生きる力』を育む中学校保健教育の手引」追補版として作成したもので、中学校保健体育（保健分野）第3学年の「感染症の予防」において新型コロナウイルス感染症を取り上げた指導事例です。

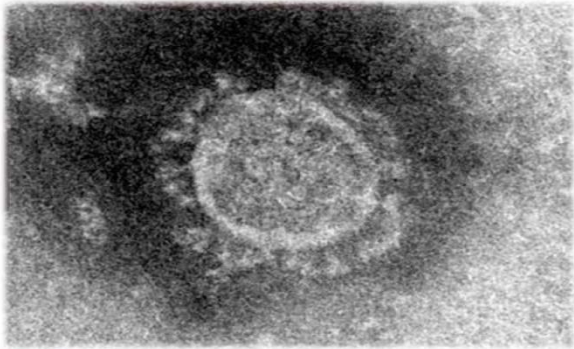
学習指導要領解説では、新型コロナウイルス感染症などの新興感染症について、高等学校の科目保健における「現代の感染症とその予防」の中で取り上げて学習することを想定していますが、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、指導の充実を図ることを考慮して作成したものです。

また、保健の学習以外においても、日常の指導の中でも、本資料に添付した参考資料などを用いて適切な指導が行われることを期待しています。

令和2年3月
文部科学省

中学校 第3学年「(1) 健康な生活と疾病の予防」

単元名「感染症の予防」 (新型コロナウイルス感染症)



文部科学省 国立感染症研究所が撮影した新型コロナウイルスの電子顕微鏡写真

<新型コロナウイルス感染症の予防に関わる指導資料>

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm（文部科学省 HP より）

2 児童生徒の出席停止・教職員の休暇・臨時休業の考え方

あらかじめ保護者には、検査を受けた場合や濃厚接触者になった場合、学校へ連絡するように伝えておく。

(1) 児童生徒の出席停止等の考え方（児童生徒本人の感染が判明、または濃厚接触者と認定された場合）

＜学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条に基づく出席停止＞

対象	状況	開始日	終了日	対応（理由）
児童生徒	感染が判明	感染の判明した日 ただし、判明前から欠席していれば、最終登校日の翌日	専門医等が登校可能と判断したとき	出席停止（新型コロナウイルス感染症）
	濃厚接触者	濃厚接触者と認定された日 ※濃厚接触者の特定は、保健所が感染者本人や学校へのヒアリングの結果行います。	保健所に指示された期間 （目安は感染者と濃厚接触をした日から起算して2週間）	出席停止（感染症予防のため）
	発熱等の風邪症状がみられる場合	症状があり欠席した日 （早退日は含まない）	完治するまで（目安は症状が消失した翌日まで）	出席停止（感染症予防のため）
本人の様子等から、学校長が判断する				
児童生徒の同居家族	濃厚接触者	家族が濃厚接触者と認定された日	検査の結果が出るまで （概ね3日間）	出席停止（感染症予防のため）

【保護者から学校を休ませたいと相談された場合】

（学校で講じる感染症対策についての説明）

まずは、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分に説明し、学校運営の方針について御理解を得るように努める。

（出席停止の判断）

感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどの理由により、感染の可能性が高まっていると保護者が考える合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしない場合もありうる。

(2) 教職員の休暇等の考え方（教職員本人の感染が判明、または濃厚接触者と認定された場合）

新型コロナウイルス感染症発症の初期症状は、発熱、咳など普通の風邪と見分けがつかないことから、発熱、咳などの風邪症状がみられる職員については、職務専念義務の免除とし、その間の外出自粛を勧奨する。

なお、教職員が新型コロナウイルス感染症と診断された場合または濃厚接触者となった場合は下記のとおり扱いとし、令和2年4月9日付西教地第44号「新型コロナウイルスの患者が発生した場合の対応について」に基づき、磐田市教育委員会学校教育課に連絡し、すみやかに課長補佐に報告用紙を提出する。なお、家族が濃厚接触者となった場合も連絡する。

対象	状況	開始日	終了日	対応
教職員	感染が判明	感染の判明した日 ただし、判明前から欠勤していれば、最終勤務日の翌日	専門医等が出勤可能と判断したとき	病気休暇
	濃厚接触者	濃厚接触者と認定された日 ※濃厚接触者の特定は、保健所が感染者本人や学校へのヒアリングの結果行います。	保健所に指示された期間 (目安は感染者と濃厚接触をした日から起算して2週間)	職務専念義務の免除
	発熱等の風邪症状がみられる場合	症状があり欠勤した日 (早退日は含まない)	完治するまで(症状が消失した翌日まで)	職務専念義務の免除
教職員の同居家族	濃厚接触者	家族が濃厚接触者と認定された日	検査の結果が出るまで (概ね3日間)	職務専念義務の免除

(3) 臨時休業の考え方

＜学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に基づく臨時休業＞

対象	状況	開始日	終了日	対応
児童生徒・教職員	感染が判明	感染の判明した日	感染が判明した日から14日間	臨時休業 (学府単位)
	濃厚接触者	濃厚接触者と認定された日 ※濃厚接触者の特定は、保健所が感染者本人や学校へのヒアリングの結果行います。	検査の結果が出るまで (概ね3日間)	

(4) 通級指導教室、教育支援センターに通級する児童生徒に感染が判明した場合

ア 通級指導教室、教育支援センターに通級する児童生徒・教職員が罹患した場合や、濃厚接触者になった場合、前述に示されている基準に従い、休業とする。

イ アの場合、直ちに通級する児童生徒すべての在籍校に連絡するとともに、健康観察をする。

ウ 通級指導教室、教育支援センターに通級する児童生徒の在籍校が休業となった場合、当該児童生徒の通級を休止し、他の児童生徒の健康に注意しながら通級による指導を実施する。